

2016年10月07日：平成28年決算特別委員会

○楠委員 公明党福岡市議団を代表して質問する。最初に、車椅子利用者駐車場の整備について尋ねるが、車椅子利用者駐車場は、福岡市福祉のまちづくり条例に、台数や入り口に至る経路など細かな整備基準が定められているほか、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、対象施設にも整備基準を定め、まちづくりが進められている。まず、福祉のまちづくり、バリアフリーのまちづくりに係る過去5年間の決算額の推移を尋ねる。

△保健福祉局長 保健福祉局が所管するバリアフリーのまちづくり推進経費については、バリアフリー基本計画策定経費、施設整備マニュアルの改訂経費、バリアフリー改修の手引きである「みんなにやさしいお店づくり」の作成経費、さらに広報誌「心のバリアフリー」作成経費などがあり、決算額は、23年度369万6,000円、24年度545万6,000円、25年度615万2,000円、26年度845万4,000円、27年度628万6,000円となっている。

○楠委員 5年間で約3,000万円の予算を執行し、障がいへの理解を深めるなど、ハード、ソフト一体の取り組みを行っているが、条例制定より18年が経過し、みんなに優しい施設の整備がどの程度進んだのか、27年度の評価を尋ねる。

△保健福祉局長 当該条例等に基づき、多くの人を利用する建築物や旅客施設、道路、公園などの新設や改修に際しては、全ての人に安全で利用しやすいものとなるよう、継続してバリアフリー化を図るとともに、ハード、ソフト一体の取り組みによる総合的なバリアフリー化を推進してきた。具体的には、1日の乗降客数3,000人以上の駅の段差改修や障がい者対応型のトイレなどはほぼ完了し、ノンステップバスについては過去3年で261台導入し、導入率は9.5%から22.7%へ上がっている。また、重点整備地区の生活関連経路の歩道のバリアフリー化などに取り組んでいる。さらに、ソフト面においても、バリアフリー化の促進に対する理解を深めるため、広報誌の全戸配布やバリアフリー改修の手引きを作成するなど、心のバリアフリーの推進にも着実に取り組んでおり、一定の成果があったと考えている。

○楠委員 平成27年10月に延べ面積1,500平米を越える大型量販店が新装オープンし、この事業者は、新装オープンに際して、本市建築物における駐車施設の附置等に関する条例、いわゆる附置義務条例に基づく手続が必要となったが、それはどのような手続か。また、当該量販店はどのような駐車場を設置しなければならなかったのか。あわせて、27年度の附置義務駐車場の審査件数を尋ねる。

△道路下水道局長 附置義務条例は、一定規模以上の建築物の新築や増築などを行う場合

に、駐車場の設置を義務づけるものである。その手続は、建築確認申請の前に、附置義務駐車場の必要台数や設置位置、駐車区画の大きさなどについて審査を行うものであり、27年度の審査件数は78件である。なお、当該量販店の附置義務駐車場は、車椅子利用者駐車場1台である。

○楠委員 この大型量販店は、駐車場の附置義務条例に定められている車椅子利用者用の駐車場を1台分設置する義務があり、駐車場の附置義務審査済みの書面を建築確認申請の書類に添付し、建物の建築確認を受け、全ての工事が完了してオープン運びとなっていたが、設置されていたはずの車椅子利用者駐車場は、本年8月までその目的に一度も使用されていない。その理由は、この大型量販店には商品の搬入口が1カ所しかなく、荷さばき所も同じところにあり、車椅子利用者駐車場のスペースが商品の搬入口や荷さばき所に使われていたためである。商品の搬入口であり、一日にトラックが何度も停車する危険なところでもあり、また、商品が荷さばきされるため、盗難防止など商品管理上、扉を閉めておく必要もあり、商品の搬入が終われば、扉は閉められ、車椅子利用者の駐車場があることは外からはわからない。本年8月に市民からの通報があるまで約1年間、本来の目的である車椅子利用者駐車場として使用されることなく、搬入口や荷さばき所として使用され続けてきた。同じ時期に、本市身体障害者福祉協会の障がい者110番にも当該量販店の車椅子駐車場利用の件で相談が入り、車椅子を利用している会長みずからが現場に赴き調査が行われた。駐車場に商品が積み上げられ、車をとめることができないこと、駐車場の扉が閉まっていることが多いことなど、車椅子利用者駐車場の体をなしていないと判断され、現在、是正のための対応を取りまとめていると聞いている。当該駐車場は、倉庫のような状況であるが、かすかに車椅子の車輪のマークがついており、これを一般市民が見つけて、おかしいと思ったということである。当然、ここは車椅子利用者駐車場であるが、隣接して搬入口があるため、トラックが一日に何十台も来る。トラックが搬入口に荷物をおろせば、荷物で満杯状態になる。さらに、荷物搬入後は整理をして扉が閉まってしまい、外から見ると、何のマークもついておらず、全くわからないが、これが車椅子利用者駐車場である。この量販店の附置義務条例における1台分の車椅子利用者駐車場を設置完了として検査をしたのは誰か。また、そのときの検査項目を尋ねる。

△道路下水道局長 今回の完了検査については、附置義務条例第11条に基づき、道路下水道局職員が実施している。また、検査は、駐車場の台数、設置位置、駐車区画の幅及び奥行、路面の表示について行ったものである。

○楠委員 この駐車場で、車からおりた車椅子利用者は、そのまま店内に入店することはできず、まずは車椅子のまま一般車道に出て、50メートルほど進み、歩道に乗り上げて進んだ後、店の入り口に到達する。福祉のまちづくり条例において、車椅子利用者駐車場は

通路も含めて敷地内に収まるよう定められているが、附置義務条例での車椅子利用者駐車場のチェック項目は、幅が3.5メートル以上ある、車椅子利用者駐車場のマークがついている、というこの2点でおおよそ合格となり、福祉のまちづくり条例に規定している、車からおりた車椅子利用者が店内に入るための動線確認や、車椅子の通路が1.2メートル以上必要であることなどは、この時点でチェックすることはできない。不完全な車椅子利用者駐車場であっても合格することができ、敷地内通路の経路などについて、厳しいチェック項目がある福祉のまちづくり条例の対象となることは、その後、建築審査課に提出される建築確認の図面などによってわかることになる。この量販店は、第1段階の附置義務条例での車椅子利用者駐車場の設置には合格したが、検査を受けたときの図面は車椅子利用者駐車場となっていたのか、それとも荷さばき所となっていたのか。

△道路下水道局長 附置義務条例の審査図面においては、車椅子利用者駐車場となっていた。

○楠委員 車椅子利用者駐車場の図面が、建築確認申請の書類に添付されていれば、当然、福祉のまちづくり条例に基づく手続が行われ、店内に入る通路がないこの施設の車椅子利用者駐車場は整備計画の見直しが必要となる。建築審査課に提出された、建築確認申請の図面には、同じ場所に車椅子利用者駐車場と記載されていたのか、荷さばき所と記載されていたのか。

△住宅都市局長 建築主から提出された建築確認申請の図面における記載については、車椅子利用者駐車場の記載はなく、荷さばき所と記載されていた。

○楠委員 附置義務条例の審査を受けるときに提出された図面には車椅子利用者駐車場として記載し、チェックが厳しい福祉のまちづくり条例に基づく手続を行う建築審査課に提出された図面には、車椅子利用者駐車場ではなく荷さばき所と記載しており、建築審査課は福祉のまちづくり条例に基づく車椅子利用者駐車場として要件のチェックができなかったものである。審査を行う2つの窓口、それぞれ違う図面を提出しており、悪意のある行為であると言わざるを得ない。この量販店の昨年10月のオープン以降、車椅子利用者駐車場として一度も使われることなく、店内に入ることができる車椅子通路もつくることなく、商品の搬入口や荷さばき所として使用され続けてきたことが、それを物語っているが、附置義務条例に基づき、本市は、いつ、どのような是正命令を出したのか。また、それに対する事業者の回答はどのようなものか。

△道路下水道局長 附置義務条例第12条に基づき、平成28年9月1日にこの量販店の事業者に対し、車椅子利用者駐車場の適切な運用を行うこと及び是正方針を平成28年9月9

日までに報告するよう是正命令を出している。また、事業者から提出された是正方針の内容は、荷さばき用スペースを別途整備し、車椅子利用者駐車場を専用スペースとし明確に分離する、荷さばき用スペースの整備完了までの期間は従業員を配置して誘導と介添えを行う、是正命令を真摯に受けとめ、関係法令及び条例の遵守に努めるとなっている。

○楠委員 事業者の回答は到底納得できない。建築主が建築確認申請の際に提出した図面は、車椅子利用者駐車場ではなく荷さばき所となっており、現在も図面どおり荷さばき所として使用し続けている。荷物がないうちは、時々駐車場に利用させるなど、荷さばき所と車椅子利用者駐車場を兼用することなどはできない。車椅子利用者の権利を奪い、福祉のまちづくり条例への背信行為であるとともに、障害者差別解消法にも背く行為であり、車椅子利用者駐車場を整備する気持ちがあるならば一部店舗を削ってでも、入り口付近に駐車場を整備すべきである。提出した図面は虚偽であったと認めさせ、法令に定められているように、設計士、事業者から聞き取りを行い、虚偽の図面を提出した理由を明らかにした後、福祉のまちづくり条例の手続きを一からやり直してもらう必要があることを事業者へ通知すべきと考えるが、所見を尋ねる。

△住宅都市局長 附置義務条例に基づき申請された図面と、建築確認申請に添付された図面が食い違っていることについては、議員からの指摘を受け、建築基準法第12条第5項に基づき、建築主事から設計者に対し報告を求めているところである。

○楠委員 大型量販店など多くの人が集まる特定用途の施設において、車椅子利用者駐車場の設置が必要となる場合、附置義務条例や福祉のまちづくり条例の協議、建築確認申請といった手続が必要となる。窓口ごとに異なる図面が提出されることによって、必要な手続が行われなかったということがあってはならない。手続が確実に行われるよう、今回のようなことが起きない、再発防止の仕組みづくりが必要と考えるが、所見を尋ねる。

△道路下水道局長 車椅子利用者駐車場の設置に関する手続については、これまでは附置義務条例に基づく駐車場設置の審査完了時に、審査済み書面のみを建築主に交付していたが、今後は、これに加え審査済み図面の写しも交付するよう手続を見直す。

○楠委員 附置義務条例での届出審査が1年間で70件ほどあり、5年間では350件に上るが、この中で車椅子利用者駐車場設置は198件になると聞いている。今回のように、申請時とは違う運用が行われてはいないか、合理的配慮の不提供につながってはいないかなど、特に直近の物件で今回のケースと同様に、駐車場の設置義務台数が1台で、かつそれが車椅子利用者駐車場としなければならない施設については、運用状況の総点検が必要である。また、悪意があって異なる図面が提出されたとしても、建築確認の申請時にどのような駐

車場が必要となるか気づく機会があったと思うが、今後の附置義務条例の届出審査や、建築確認の確実な審査の仕組みをどのように図っていくのか。

△住宅都市局長 駐車場設置義務台数が1台で、かつそれが車椅子利用者駐車場となっている施設については、福祉のまちづくり条例を踏まえ、道路下水道局と連携し、過去5年間に設置された駐車場の運用状況の総点検に取り組んでいく。また、建築確認申請における確実な審査の仕組みについては、附置義務条例における審査済みの図面を、建築確認申請書に添付させるよう手続を改め、今後は民間の指定確認検査機関も含め、福祉のまちづくり条例及び附置義務条例を踏まえた、より適切な建築確認審査が行われるよう努める。

○楠委員 次に、水産業の振興について尋ねる。27年度の本市の水産業振興に係る金融資金及び貸付金を除く決算額を示されたい。また、10年前の18年度及び5年前の22年度との比較で増減の割合も示されたい。

△農林水産局長 27年度の水産業振興費における金融資金及び貸付金を除く決算額は8億5,405万1,000円であり、18年度の決算額16億835万2,000円との比較では46.9%の減、22年度の決算額10億8,769万1,000円との比較では21.5%の減となっている。

○楠委員 決算額は10年前の約半分になっており、5年前と比較しても約22%減少している。これで、魚のおいしいまち福岡というイメージが保たれていくのか心配している。水産業の振興について、漁師の現状、鮮魚市場の現状、魚を食べる私たちの魚食普及の現状の3点について尋ねる。まず、平成27年の本市の沿岸漁業の漁家戸数を示されたい。また、10年前、5年前の戸数も尋ねる。あわせて、沿岸漁業就業者の平均年齢と全体に占める65歳以上の割合を尋ねる。

△農林水産局長 漁家戸数については、平成27年が432戸、平成18年は668戸、平成22年は545戸である。平成27年の沿岸漁業就業者の平均年齢は、58.6才であり、全体に占める65歳以上の割合は39%となっている。

○楠委員 5年ごとに100戸以上の漁師が廃業しており、計算上ではあるが、あと20年たつと本市から漁師がいなくなってしまう。以前、中国から多くの魚が本市にも輸入されているというニュースを聞いたが、中国からの水産物輸入量について、10年前の18年度及び27年度の長浜鮮魚市場における取扱数量とその傾向を示されたい。

△農林水産局長 鮮魚市場における中国からの水産物の輸入量については、鮮魚運搬船における取扱数量での答えになるが、18年度が5,812トン、27年度が67トンとなっており、

取扱数量は大きく減少している。

○楠委員 今では10年前の約100分の1の輸入量になったが、それは、中国では国内需要が大幅に伸び、魚が足りず、日本に輸出できないからである。私達が食べる魚を誰がとってくるのかを考えれば、地元漁師を大事にしなければならない。漁業者を資金面で支援する水産業金融資金の27年度の予算額と決算額、執行率を示されたい。また、この融資を受けるための要件を尋ねる。

△農林水産局長 水産業金融資金の27年度の予算額は15億9,400万円、決算額は2億7,525万9,000円、執行率17.3%である。融資要件は、福岡市沿岸漁業振興金融資金制度要綱において、水産業協同組合法に基づく漁業協同組合員であることと定められている。なお、後継者育成資金については、国の類似事業の基準を準用し、年齢を44歳以下としている。

○楠委員 漁業者を支える金融資金の執行率は17%しかなく、要件そのものはないが、資金を借りたくても漁業者は平均年齢が約59歳、全体に占める65歳以上の割合が約40%であるため、融資を受ける場合、ほとんどの年代は収入が低く、融資を受けたいのに返済計画が立たずあきらめてしまう。これが、漁師の声、現場の声である。保証料の2分の1を本市が補助してはいるが、執行率が低いことの解決策はそれではなく、融資を受けやすくする支援が必要である。今後、どのように取り組むのか、所見を尋ねる。

△農林水産局長 漁業従事者の平均年齢の高さや所得の状況を鑑みると、高齢の漁業者や低所得の漁業者が融資を受けやすくすることは大切であると考えており、このため、融資の申請窓口となっている福岡市漁業協同組合が、融資を希望する漁業者から得た実状等を把握した上で、同組合とともに協議、研究していきたいと考えている。

○楠委員 漁師の所得安定のためには、採取した魚の値段が常に採算ベースに乗ることが肝心であるが、魚のおよそ3分の1は値段がつかず、いわゆる未利用魚になってしまうと聞いている。本市でとれるウマヅラハギという魚は、3年前までは値段がつかない魚であったが、中国で食される人気の淡水魚に似ていることがわかり、現在では採算のとれる安定した価格で取引され、値段は以前の4倍になったと聞いている。このように、利用できない魚であるならば、新しいニーズを掘り起こしたり、付加価値をつけていく支援こそ、漁業者の所得の安定につながっていくと考える。まずは調査を行い、どのような支援ができるのか検討するよう要望するが、所見を尋ねる。

△農林水産局長 未利用魚に付加価値をつけることは、漁業者の所得の安定につながるこ

とから、まずは、毎年実施している漁家調査の中で、未利用魚の利活用の状況を把握した上で、支援の必要性を検討していく。

○楠委員 水産業への支援は各分野で必要となり、10年間で予算が半分になるようでは効果のある振興策を打つことはできない。しっかりと検討を行うよう求めておく。次に、長浜鮮魚市場の現状について尋ねる。全国的に魚の漁獲量が少なくなっていると聞いているが、長浜鮮魚市場での取扱数量、取扱金額ともに盛況だった8年度と27年度を比較して、どれくらいの割合で取扱数量、金額が減少しているのか、数値を示されたい。

△農林水産局長 取扱数量は、8年度が23万2,995トン、27年度が7万8,217トンで、8年度と比べ66.4%の減となっている。また、取扱金額は、8年度が1,097億400万円、27年度が475億1,900万円であり、8年度と比べ56.7%の減となっている。

○楠委員 長浜鮮魚市場の取扱数量は、盛況だった8年度と比較して約3分の1に減少している。地元仲卸業者などの事業者は10社が廃業し、県外からの出荷仲卸業者の福岡営業所は16社が閉鎖されて4社に減少していると聞いており、鮮魚市場の活性化は喫緊の課題である。取扱数量を好転させ、市場の活性化を進めるには、どのような取り組みが必要か。

△農林水産局長 鮮魚市場の活性化や取扱数量の増加に向けた取り組みについては、市場関係者と一体となって集荷対策に取り組むとともに、高度な衛生管理を行うことにより、鮮魚市場で取り扱う水産物はより新鮮でより安全という付加価値を高め、他市場との差別化を図ること、さらに、水産物の消費をふやすための魚食普及などの取り組みが必要であると考えている。

○楠委員 鮮魚市場の活性化の一つの要素として、現在高度衛生化事業が進められているが、その目的、27年度の事業内容、決算額を示されたい。

△農林水産局長 高度衛生管理整備事業の目的としては、国が定めた高度衛生管理基本計画に基づき、鮮魚市場で取り扱われる水産物について、より高度な衛生管理体制を確立するとともに、大規模地震等の災害が発生した後に速やかに水揚げが再開できる災害に強い漁港、市場づくりを進めるため、卸売市場棟の閉鎖型への改修、改築や、陸揚げ岸壁の耐震強化への改良工事などを行うものである。27年度においては、事業対象となる卸売市場棟の建築及び設備工事の実施設計、並びに長浜東岸壁を耐震強化型へ改良する工事の実施設計などを行っており、その決算額は3,452万2,000円となっている。

○楠委員 一度も食中毒などを起こしたことがない鮮魚市場を、計画のとおり閉鎖型にし、

高度衛生化するわけである。高度に衛生管理された卸売場棟が完成すれば、そこで競り落とされた魚は、その後モートラという小さなトラックに乗せられ、隣の施設に運ばれる途中で雨にも外気にもさらされ、衛生管理されていない屋外等を通る。また、魚は高度衛生化されていない別の棟にも運ばれていくが、運搬途中や別の棟の衛生管理はどうなっているのか。

△農林水産局長 屋外での運搬途中の衛生管理については、露出した水産物が風雨などによる影響を受けることを防ぐため、運搬車両の荷台をシートで覆うなどのソフト対策で対応することとしている。具体的な対応方法については、卸売場棟以外の施設における衛生管理などを含め、今後、市場関係者と協議していく。

○楠委員 誰が見ても高度な衛生管理体制が確立された市場となるよう、今後、関係者としっかり協議して取り組むよう要望しておく。ブラジルのリオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでは、厳しい漁業認証を受けた水産物が食材として使用され、その食材の調達では、流通段階の過程を表記するトレーサビリティも求められた。海外の人たちが、文化遺産に登録された和食を求めて本市を訪れるとき、水産物の食材調達基準は当然世界基準に合致したものとなることが求められる。消費者が求める食材流通に関して、鮮魚市場はどうあるべきか、なぜ衛生的な市場が求められるのか、情報をしっかり発信すべきと考えるが、所見を尋ねる。

△農林水産局長 近年の食の安全、安心に対する消費者の関心は高く、市場を初めとする食品流通の過程においても衛生管理の強化が求められている。本市を初め、福岡都市圏の生鮮水産物の安定供給を担う鮮魚市場において、現在進めている高度衛生管理整備事業など、安全、安心のための取り組みは大変重要であると認識している。このため、市民や事業者にも、安全、安心を実感してもらえよう、高度衛生管理整備事業の目的や内容などについて、わかりやすく情報発信していく。

○楠委員 最後に魚食の普及について尋ねる。27年度の魚食普及に関する本市の取り組みと、その決算額を示されたい。また、その取り組みはいつから始めているのか。

△農林水産局長 魚食普及に関する取り組みについては、まず一つは、中学校における地元魚介類を利用した料理教室の開催であり、決算額は88万9,000円で、18年度から実施している。もう一つが、鮮魚市場活性化事業として、毎月第2土曜日に鮮魚市場の一部を市民に開放するイベント市民感謝デーを開催しており、27年度の決算額は1,273万2,000円で、20年度から実施している。

○楠委員 その取り組みの結果について尋ねるが、市民が魚介類をどれぐらい購入しているのか、平成 27 年の市民年間 1 人当たりの魚介類支出額を示されたい。また、魚食普及の取り組みを始めた 10 年前の支出額との比較も示されたい。あわせて、どのような課題があるのか尋ねる。

△農林水産局長 平成 27 年の市民の 1 人当たりの魚介類の支出額は、総務省の家計調査年報によると 2 万 2,800 円であり、10 年前の平成 18 年と比較して 1 万円の減少となっている。これは、ライフスタイルの変化や簡便化した食習慣が定着し、魚離れが進んでいることが課題であると言われている。このため、若い世代を中心とした魚食普及活動の実施、福岡市漁業協同組合の朝市、夕市などの直販事業への支援など、さらなる魚食普及を進めなければならないと考えている。

○楠委員 魚食普及の取り組みを長年続けても、なかなか結果としてあらわれないのは、普及の取り組みが小規模であること、ポイントである若年層に絞られていないことがあるのではないか。中学校における地元魚介類を使用した料理教室では、決算額で約 89 万円をかけて実施しているとの答弁があったが、どのくらいの生徒が受講しているのか詳しく示されたい。また、支援を受けて料理教室を開いた中学校の生徒などの評判や効果、要望を尋ねる。

△農林水産局長 中学校での料理教室の受講者数については、27 年度においては 8 校、31 クラス、1,061 人の中学生が受講している。

△教育長 受講した生徒などの評判や効果、要望については、生徒からは「おいしく食べられたので魚が好きになった」「もっと魚を食べたい」「これから、自分で調理して食べてみたい」という感想があったと聞いている。また教員からは「とれたての食材を提供していただきありがたい」「魚嫌いの生徒が実習後の試食で残さず食べている」「福岡市漁業協同組合女性部の方にゲストティーチャーとして教えていただくことで生徒が貴重な体験ができる」など好評であった。さらに、例年 15~20 校の実施の希望があり、多くの学校で実施できるようにしてほしいとの要望があると聞いている。

○楠委員 魚食普及の模範解答がここにはある。また、この支援を希望する学校が多くありながら、経験できた生徒は中学校全生徒数 3 万 6,000 人の約 2% にすぎない。魚のおいしいまち福岡で育った中学生には、地元の魚を自分たちでさばき料理する経験を、3 年間のうち 1 回はさせたいと思っている。魚離れが進んでいる年代に、ピンポイントで魚食普及を進めることのできるこの取り組みを拡大させていくべきと考えるが、所見を尋ねる。

△農林水産局長 中学校における地元魚介類を利用した料理教室は、若年層の魚離れが進む中で、中学生が家庭でもなかなか体験できない魚のさばき方を体験でき、将来の魚食普及につながる重要な取り組みである。このため、水産業や食育への理解を促すことや、さばき方を教えることができる福岡市漁業協同組合女性部などからの講師の確保や、必要となる食材の納入体制などを考慮しながら、拡大に向けて検討していく。

○楠委員 学校給食の中で、地元の魚が提供された実績はあるのか。

△教育長 学校給食で使用する食材全般については、地産地消を推進するため、できるだけ市内産、県内産、九州産、国内産の順で調達に努めている。これまで、市内で水揚げされた魚については、一度の給食提供に必要な量の確保が難しいことから使用していないが、九州で水揚げされた魚については、長崎や鹿児島スキナゴや宮崎のマグロなどの提供実績がある。

○楠委員 地元の魚を学校給食で提供するための協議の場などはあるのか。また、その協議メンバーと、地元の魚が提供できない理由を示されたい。

△農林水産局長 学校給食での地元水産物の活用に向け、福岡市漁業協同組合、教育委員会、農林水産局とで継続的に協議を行っている。また、地元の魚が提供できない理由としては、1回当たりの食材提供数が小学校で約8万食分、中学校で約4万食分が必要であり、魚の水揚げが天候に左右されることや、同じ種類で同じ大きさの魚を確保することが難しいことから、要望に応えられていないのが現状である。

○楠委員 条件が合えば使用するというのは、何回協議しても地元の魚は提供できない。供給量などにおいては、小中学校全校が無理であれば、最初は納品体制も限定される中学校から始めてはどうか。まず、1年間に1回、中学生に地元の魚を食べさせるということで提供することを前提に魚の仕入れ時期やサイズ、個数を具体的に漁協や小売組合などと協議し、可能性を探っていくべきである。魚食普及と地産地消の食育を進める点からも、地元の魚の給食への提供を実現させるべきと考えるが、所見を尋ねる。

△教育長 児童生徒に海の豊かな水産資源について伝え、給食で提供することは食育の観点からも非常に重要なことと考えている。これまで市内産の水産物については、玄界島や弘のワカメ、姪浜のノリなどを学校給食で提供してきたが、今後、魚についても関係者と協議を進め、提供実現に向けて前向きに検討していく。

○楠委員 各分野にわたる水産業の振興策の一つ一つを評価し、改善しながら、必要な予

算を確保して総合的に支援を推し進めるよう要望しておく。魚のおいしいまち福岡という言葉は、市民の誇りでもあり、住みやすさの要件でもある。水産業への振興策は、市民の食を支え、まちの活気を支える大事な事業であると考えますが、現状を見ると本市の水産業は非常に厳しい状況にある。このようなときこそ、水産業に携わる多くの人に夢を語ってもらいたいと思っている。最後に、水産業の振興への夢のある答弁を市長に求め、質問を終わる。

△市長 28年度の市政に関する意識調査で、本市を住みやすいと思う市民の割合が95.8%と過去最高となった。その評価には、魚を初めとした新鮮でおいしい食べ物が大きく貢献していると考えます。一方で、それを支える水産業は、生産量の低迷に加え、漁業就業者の減少や高齢化など厳しい状況にある。水産業を活性化するためには、博多湾の漁場環境を改善し、多くの魚が育つ取り組みを初め、水産物のブランド化や6次産業化、国内外への販売力の強化などを進めることはもちろん、漁業者にも生産性の向上に取り組んでもらい、所得の向上へつながることにより、より多くの若者が水産業に携わることができるようにしていかなければならないと考えています。また、魚離れが進む若い世代に対して、水産業や魚の魅力を伝えることも重要であるため、地産地消や食育など魚食普及にも力を入れていく。現在、本市では、29年度から5カ年の水産業総合計画の策定を進めているところであり、この計画により、持続可能な水産業を目指し、水産業に携わる人が夢を持って、次世代に博多湾の豊かな海、魚がおいしいまち福岡を引き継ぐことができるように水産業の振興にしっかりと取り組んでいく。